

# 令和5年度 第2回 豊田市開発事業対策協議会

日時：令和6年3月21日（木）  
午前10時から午前11時  
場所：東61会議室

## 議 事

### (1)令和5年度の実績報告について

- ア 協議会の年間取組
- イ 土砂の搬出入事業の実態の研究
- ウ 豊田市違反開発防止週間活動報告
- エ 違反開発事業の情報提供と対応状況

### (2)令和6年度の事業計画(案)

- ア 事業スケジュール
- イ 主要な取組事項

# (1)令和5年度の実績報告について

## ア 協議会の年間取組

時期	内 容
5～6月	市内全自治区へ、土砂の搬出入を承諾した土地のアンケート調査
7月	令和5年度第1回協議会 ⇒豊田市開発事業対策協議会設置要綱の改正および今年度の事業計画について合意
9月	土地所有者が安易に土地を提供しないよう注意喚起 ⇒注意喚起のチラシを市内全世帯へ回覧、市内の全自治区(298自治区)へ不法な開発の通報を呼びかけるポスターを配布
10月	令和5年度豊田市違反開発防止週間 ⇒市内パトロール、啓発活動の実施
1～2月	土砂の搬出入事業の実態の研究
3月	<b>令和5年度第2回協議会【今回】</b>

# (1)令和5年度の実績報告について

## イ 土砂の搬出入事業の実態の研究

- (1) **趣旨** : 実際に違反の被害を受けた事例等の調査をするとともに、土砂採取、残土処理候補地の情報収集し、未然防止、早期発見につなげる。
- (2) **調査方法** : ①豊田市全自治区へアンケート調査を実施  
②搬入を同意した土地所有者へヒアリング  
把握していた違反現場の土地所有者へヒアリング
- (3) **結果** : 土地所有者へのアプローチの手口をまとめた。  
該当ありと回答があった場所をパトロールした結果、1か所で手続条例違反発見した。  
(詳細については次ページ以降で説明)

# (1)令和5年度の実績報告について

## イ 土砂の搬出入事業の実態の研究

### アンケートで報告があった土地における土地所有者へのアプローチの手口

番号	事業者の概要	規模	土地所有者への提示内容	当市の対応と現在の状況	搬入同意・不同意の別
1	市内業者 (製造業(生コン))	64095㎡	—	令和4年 条例の承認済 現在の状況 砂利採取事業を行っている	—
2	—	約890㎡	事業者から地権者へ対して、「土の仮置きをさせてほしい」と持ち掛けられた。事業者と地権者は知り合いであり、無償で土地を貸した。	令和5年 パトロール実施 現在の状況 条例対象となる1000㎡を超える区画形質の変更なし	同意
3	市内業者 (建設業)	約560㎡	事業者から石野町自治区へ対して、「残土を入れる土地を探している。石野町へ協力金を支払うため、土地を貸してほしい」と持ち掛けられた。	令和5年 区長より1000㎡以下であることを確認 現在の状況 条例対象となる1000㎡を超える区画形質の変更なし	同意
4	市内業者 (土木工事業、 産業廃棄物処理業)	約840㎡	事業者から地権者へ対して、「土砂の搬入地を探している。土地が道路より下がっているため、道路と同じ高さまで土を入れてほしい。無償で入れてあげる。」と持ち掛けられた。	令和5年 パトロール実施 現在の状況 条例対象となる1000㎡を超える区画形質の変更なし	同意
5	—	約780㎡	事業者から地権者へ対して、「土砂の搬入地を探している。土地が道路より下がっているため、道路と同じ高さまで土を入れてほしい。無償で入れてあげる。」と持ち掛けられた。	令和5年 パトロール実施 現在の状況 条例対象となる1000㎡を超える区画形質の変更なし	同意
6	市外業者 (土木工事業) ※違反事業のものと同じ	5815㎡	通路を作るために土地を通らせてほしい。 5万円/月の賃借料を払う。	令和2年 違反発生 勧告書、報告徴収及び指導書を交付 現在の状況 法面勾配が規定以上	同意
7	市内業者 (土木工事業)	2455㎡	事業者から地権者へ対して、「賃借料を払うため残土処理場として土地を貸してほしい」と持ち掛けられた。	令和5年 条例の承認済 現在の状況 残土処理事業を行っている	同意
8	市外業者 (測量業)	5105㎡	事業者から地権者へ対して、「残土を入れさせてほしい。お金をかけずに造成してあげる。広い面積を農地などとして利用できるようになる。」と持ち掛けられた。	令和4年 条例の手続開始 現在の状況 手続を進めていたが、近隣住民の反対もあり事業中止	同意
9	市外業者 (土木工事業)	約1290㎡	事業者から地権者へ対して、「少し土を入れさせてほしい。ついでに無償で造成する。」と持ち掛けられた。	令和5年 違反発生 勧告書を交付 現在の状況 指導に応じて、事業停止。現場内を安全な状態に不陸整正を行い、是正完了	同意

# (1)令和5年度の実績報告について

## イ 土砂の搬出入事業の実態の研究

### 違反現場における土地所有者へのアプローチの手口

番号	事業者の概要	規模	土地所有者への提示内容	違反発生時期、当市の対応と現在の状況	搬入同意・不同意の別
1	市外業者 (土木工事業)	4705㎡	残土を搬入する土地を探している。 あなたの土地を貸していただければ、無償で穴を埋めたり整地する。	時期 令和3年 対応 指導書を交付 現在の状況 法面勾配が規定以上	同意
2	市外業者 (土木工事業)	6642㎡	—	時期 令和2年 対応 指導書を交付 現在の状況 ・盛土された土砂内に廃棄物が混入 ・法面勾配が規定以上	不同意
3	市外業者 (土木工事業)	5815㎡	通路を作るために土地を通らせてほしい。 5万円/月の賃借料を払う。	時期 令和2年 対応 勧告書、報告徴収及び指導書を交付 現在の状況 法面勾配が規定以上	同意
4	市内業者 (土木工事業)	8060㎡	事業者と土地所有者が悪意な関係であり、土地所有者から事業者へ、整地の相談をした。 賃借料などの金銭のやり取りは発生しておらず、土地所有者は事業者へ全て一任している。	時期 令和2年 対応 指導書を交付 現在の状況 防災対策が講じられ区域外への流出の危険性はない	同意
5	市内業者 (建設業・土木工事業)	2949㎡	—	時期 令和2年 対応 指導書を交付 現在の状況 是正完了済	不同意
6	市外業者 (土木工事業) 市外業者 (運輸業)	9816㎡	賃借料を払うため、あなたの土地を貸してほしい。 造成をして木を植える計画である。 工期は2年程度を予定している。	時期 令和2年 対応 勧告書、報告徴収及び指導書を交付 現在の状況 ・盛土された土砂内に廃棄物が混入 ・法面勾配が規定値以上 ・過剰掘削箇所に崩落の危険性 ・沈砂池の容量不足	同意

# (1)令和5年度の実績報告について

## イ 土砂の搬出入事業の実態の研究

### 土地所有者へのアプローチの手口まとめ

#### 違反盛土の手口を知って！

##### ■ 無償で〇〇してあげる（6件）

- 土地の搬入先を探している。土地を貸してくれたら、道路と同じ高さにしてあげる。
  - 土を搬入させてくれれば、ついでに整地してあげる。整地すれば有効に利用できる面積が増える。
- など、土地を貸せば無償でメリットが得られるような口ぶりで交渉してきます。しかし、実際に土が入れられ始めると、当初の説明よりも多くの土が搬入され山盛りとされたり、廃棄物が混入した土を投棄されたりした上で、放置されてしまう事例があります。

##### ■ 利用していない土地を貸してくれれば、〇〇円払う（3件）

- 土地の搬入先を探している。賃借料を払うため、利用していない土地を貸してほしい。
- 土の搬入のための通路として使いたい。賃借料を払うので貸してほしい。

金銭が貰え、土地の有効活用になるという口ぶりで交渉してきます。

賃借料を払うと言って支払わなかったり、当初の説明とは異なる工事を勝手に行われたり、工事途中で放置されたままとなってしまう事例があります。

# (1)令和5年度の実績報告について

## イ 土砂の搬出入事業の実態の研究

### 対応のまとめ

#### 違反盛土につなげないための注意点

- 「無償で」や「土地の有効活用になる」など甘い言葉に注意
- 突然、電話で話をされる場合が多いため、知らない電話番号に注意
- 無断で搬入されないよう、しっかり管理
- 市HPで公表している違反開発事業者<sup>※</sup>に注意
- 土地所有者も常時安全な状態に維持する責務があることを意識



※盛土規制法の技術基準により擁壁、水平排水層、地下排水管等の設置や法面保護が必要となる場合もあります



勧誘の連絡を受けたり、実際に危険な盛土等を見つけたら

開発調整課まで御連絡ください。(0565-34-6744)



# (1)令和5年度の実績報告について

## イ 土砂の搬出入事業の実態の研究

### 【参考】土砂搬出入に関するアンケート結果

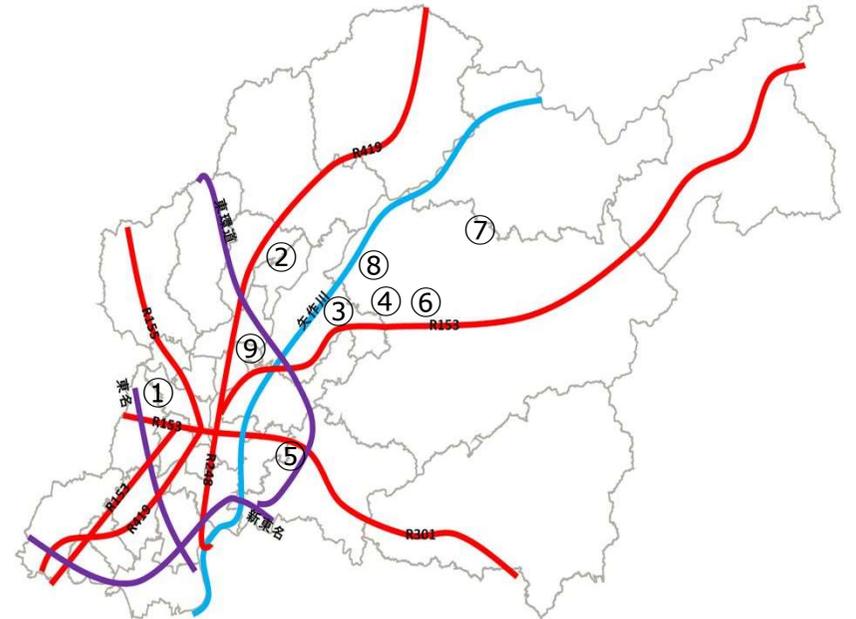
土砂搬出入アンケート結果

全自治区数	該当あり件数 (うち違反件数)
298	9 (1)



- ・「該当あり」の回答 9件
- ・パトロールの結果、「手続条例違反」 1か所  
直ちに当該事業を停止し、条例で規定する手続の実施を勧告

番号	自治区名	土地	所在及び地番
①	宮口一色	山林	白山町七曲
②	西広瀬町	雑種地	西広瀬町大久保
③	石野町	山林	東広瀬町南平野
④	野口	農地	野口町洞切、野口町阿瀬房
⑤	岩倉西	農地	岩倉町西脇、岩倉町八頭、岩倉町大峯
⑥	追分	山林	井ノ口町水分
⑦	大蔵	山林	上切山町押迫
⑧	大河原	山林	葛町中落4
⑨	七重	農地	滝見町三月



# (1)令和5年度の実績報告について

## ウ 豊田市違反開発防止週間活動報告

### パトロール結果

実施期間 令和5年10月16日～令和5年10月22日

参加団体 15団体

地区	報告件数	違反件数	備考
旭地区	—	—	—
足助地区	—	—	—
稲武支所	—	—	—
下山地区	—	—	—
小原地区	3	0	
猿投・保見地区	—	—	—
高岡地区	—	—	—
上郷地区	—	—	—
拳母地区	—	—	—
高橋地区	1	0	
藤岡地区	2	0	—
松平地区	—	—	—
石野地区	3	1	農地法違反で農業委員会から指導済み
	9	1	

### 【報告】

- ・施工が不適切と思われる現場 9件
- ・違反が確認された現場 1件



■農業委員会は、愛知県行政書士会豊田支部、商工会議所、豊田市など、官民合わせて15の団体が構成される豊田市開発事業対策協議会に参画しています。同協議会の令和5年度の取り組みとして、10月に違反開発防止週間を設定し、各団体が違反開発の撲滅に向けパトロールを実施することになりました。農業委員も、農地違反転用の早期発見を目的に、地区ごとに推進委員が中心となりパトロールを実施しました。パトロールの結果、違反転用の疑いのある農地がいくつも見受けられたため、詳しく調査を進めていきます。

違反開発防止週間におけるパトロールの実施

農地への原形復旧を指導に応じ、原形復旧され是正完了

# (1)令和5年度の実績報告について

## ウ 豊田市違反開発防止週間活動報告

### 啓発活動（事例紹介）

- 会員へ対し、手続条例の看板を実物にて教示（建築士会）
- 支部会員へメール及びファックスにて豊田市違反開発防止週間の事前周知（不動産協会）
- 広報・周知用ポスターを事務所内へ掲示（行政書士会、商工会議所、豊田加茂建設）
- 研修会にて、違反開発防止ポスター、盛土規制法チラシ配布及びアナウンスを実施（測量設計業協会）
- パトロールの実施及び結果を支部だよりで報告（土地家屋調査士会）
- 週間中の活動について通信、農業委員会だよりで周知（森林組合、農業委員会（週間終了後に周知））



#### 豊田市より「違反開発」になっていませんか？

皆さんのまわりの開発事業は「違反開発」になっていませんか？

当組合もメンバーになっている豊田市開発事業対策協議会（事務局：豊田市開発調整課）では「違反開発」の未然防止・早期発見に取り組んでいます。豊田市内の山林では違法に土地造成される事例も実際に起こっています。不審な開発事業を発見したら、豊田市開発調整課まで情報をお寄せください。（違反開発の通報専用の二次元コードも利用できます。）



#### 注意する点

- 事前に開発事業の説明はありましたか？
- 法令に基づく看板は立っていますか？
- 開発事業区域から土砂や濁水は流出していませんか？
- 騒音や振動、粉じんはありませんか？

ひとつでも当てはまるものがあれば

連絡先  
豊田市都市整備部開発調整課  
Tel.0565-34-6744

組合員アンケートが  
まとまりました

# (1)令和5年度の実績報告について

## ウ 豊田市違反開発防止週間活動報告

### 週間の評価

○マスコミに取り上げられ、違反開発防止の必要性の周知が図られた。

○週間中のパトロールにより、違反現場が発見されるなど不法な開発事業の未然防止や早期発見・早期是正に繋がった。



# (1)令和5年度の実績報告について

## Ⅰ 違反開発事業の情報提供と対応状況

### 令和5年度 違反の傾向

○違反数 7件

○違反者等 法人 4件

○違反内容・無許可、未承認の土地造成

個人 3件

・無許可での農地転用

・許可対象外の建築物使用

番号	通報月	場所	通報の内容	違反法令	対応所管	対応
1	R5.6	滝見町	ダンプが土砂持ち込み、道路を汚している。	手続条例(済)	開発調整課	未承認で土地造成 → 手続条例違反 指導に応じて、事業停止。現場内を安全な状態に不陸整正を行い、是正完了
2	R5.8	大清水町	未承認の土地造成	手続条例(済) 廃掃法(済)	開発調整課 廃棄物対策課	未承認で土地造成。搬入する土砂に廃棄物が散見。 → 手続条例違反、廃掃法違反 廃棄物の撤去、事業停止がなされ是正完了
3	R5.9	大林町	許可対象外の建築物使用	都市計画法	開発調整課	通報どおり、無許可で事務所となっている → 都市計画法違反 関係する事実及び都市計画法に違反する者を把握するため、報告徴収
4	R5.9	鴛鴨町	無許可建築	都市計画法 農振法	開発調整課 農政企画課	無許可で建築物の建築。無許可で農地を資材置場利用。 → 都市計画法違反、農振法違反 農振除外の手続について農政企画課から指導中
5	R5.10	滝見町	無許可宅地造成	農地法(済)	農業委員会	現地で、農地法の届出なく、かさ上げされていることを確認。 → 農地法違反 農地への原形復旧を指導に応じ、原形復旧され是正完了
6	R5.10	深見町	未承認現場へ土砂搬入	—	—	農地改良目的で、条例適用除外。付近への影響なし。
7	R5.12	岩滝町	農地で不良品回収業	農地法	農業委員会	無許可で農地を転用。→ 農地法違反 農地転用の手続中
8	R6.2	平山町	宅地造成法違反の土地造成	宅造法	開発調整課	無許可で盛土を伴う造成工事。 → 宅造法違反 土地所有者に対して、指導書により原形復旧の行政指導実施中。指導に従わない場合は、行政処分を検討

## (2)令和6年度の事業計画(案)

### ア 主要な取組事項

#### (1) 豊田市違反開発防止週間 (7月1日~7月7日予定 出発式は7月1日予定)

##### ○市内パトロールの実施

- ・ 例年の傾向から夏以降に違反開発を発見するケースが多く、違反の未然防止につなげるため、7月1日から実施
- ・ 市内を巡回し、開発区域から土砂や濁水が流出するなど、違法性、危険性がある現場の早期発見に努める。

##### ○啓発活動

- ・ 盛土規制法の規制開始により、土地所有者にも土地を安全な状態に維持する責務が生じるため、土地の提供に当たり、市に事前に相談するように周知

#### (2) 盛土規制法の施行に向けた取組

##### ○盛土規制法の概要や変更点等について周知

- ・ 全地区区長会で説明
- ・ 周知チラシを作成、配布
- ・ 説明会を開催し、協議会構成団体へ説明
- ・ ホームページの更新

##### ○盛土規制法適用後の協議会活動の検討

- ・ 連携体制、通報体制の検討

## (2)令和6年度の事業計画(案)

### イ 事業スケジュール

時期	内 容
4月～	盛土規制法周知チラシ作成、配布
5～6月	市内全自治区長への手続条例及び盛土規制法の制度説明
6月	第1回協議会開催
7月	豊田市違反開発防止週間 ※公民連携開発事業パトロール・各種啓発活動等の実施
8月	盛土規制法説明会開催（協議会構成団体向け）
10月	<b>盛土規制法 規制開始</b>
3月	第2回協議会開催